平成２３年（フ）第４１４号
長崎県長崎市梁川町９番15―103号、旧住所長崎県長崎市さくらの里２丁目２番63号
債務者　菱ケ江賢二
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
長崎県長崎市大手２丁目20番３号　コーポ大東103
債務者　北川誠一郎
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１４号
北海道石狩郡当別町獅子内2353番地50
債務者　山本加代子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２９２号
札幌市中央区南４条西11丁目1293番地13　サニー南４条マンション703号
債務者　内山　勝利
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６７１号
札幌市白石区本郷通９丁目南２番21―803号
債務者　渡辺　輝美（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６９２号
札幌市白石区北郷４条８丁目４番14号　ステージ48―503号
債務者　谷木原秀俊
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５２号
札幌市東区北50条東７丁目４番７号　２階
債務者　竹内　正和
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６１号
札幌市白石区東札幌２条３丁目３番12―103号
債務者　元永　恵美（旧姓道下）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６４号
札幌市中央区南17条西７丁目１番１―203号
債務者　小野　千鶴
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５３号
神奈川県座間市東原５丁目１番10―407号　さがみ野さくら
債務者　菅野　岩男
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４７１号
相模原市中央区共和２丁目８番18号　ホイッスルⅢ―２Ｆ
債務者　細谷　純子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４８９号
相模原市南区上鶴間１丁目８番40号　メルベーユＣ―１
債務者　大嶋　綾花
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４９４号
相模原市南区当麻2594番地４
債務者　加賀谷勝敏
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４９７号
相模原市南区大野台５―７―20　田畑ハイツ102号、住民票上の住所相模原市中央区緑が丘１丁目12番５号
債務者　今村　金春
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４９８号
相模原市中央区緑が丘１丁目12番５号
債務者　今村　勇太
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４９９号
相模原市南区南台１丁目４番18―413号
債務者　金野　康宏
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５００号
相模原市中央区鹿沼台２丁目18番23号　サンテラス鹿沼台103
債務者　大西　一子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部